

●香川県告示第386号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成19年7月20日から施行する。

平成19年7月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 <u>1人1日当たり300円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>2,326,000円以内</u>とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第1 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 <u>100人1日当たり30,000円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>2,342,000円以内</u>とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>

- (1)・(2) 略
 (3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
季別						
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,300円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	5人を超える人数1人につき、 <u>10,400円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
季別						
夏季 (4月1日	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	略

- (1)・(2) 略

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。
 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
季別						
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,200円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	5人を超える人数1人につき、 <u>10,300円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
季別						
夏季 (4月1日	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	5人を超える人数

から9月30日 日まで)							
冬季 (10月1日 から3月31 日まで)	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	略	

(4) 略
4~13 略

から9月30日 日まで)							1人につ き、2,400 円を5人 世帯当 りの額に 加算した 額
冬季 (10月1日 から3月31 日まで)	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	略	5人を超 える人数 1人につ き、3,300 円を5人 世帯当 りの額に 加算した 額

(4) 略
4~13 略